

米空軍兵による悪質なひき逃げ事件に対する抗議決議

平成 29 年 5 月 29 日午前 1 時 15 分ごろ、米空軍嘉手納基地所属の 2 等軍曹 ミゲル・エンジェル・ガルザ容疑者が読谷村大湾の国道 58 号交差点で信号待ちの乗用車に追突する事故を起こし運転手の女性に怪我を負わせたが、救護もせず現場から逃走する事件が発生した。

その事件が発生してから 1 時間後に米陸軍トリステーションの憲兵隊から嘉手納警察署に事故発生連絡があり、嘉手納警察署は読谷村内の自宅で同空軍兵を発見し事情聴取の上、現場を確認し同日午前 5 時 30 分に道路交通法違反（救護措置義務違反）の疑いで緊急逮捕をした。逮捕直前に空軍兵の呼気からは基準値の約 4 倍のアルコールが検出されており、酒気帯び運転の道路交通法違反の事故である。このような事故を起こしておきながら救護もせずに現場から逃走するなど極めて悪質な事件であり、断じて許せるものではない。

また、事件は午前 1 時ごろに発生しており、午前 1 時から午前 5 時までの外出禁止を定めた米軍の行動指針「リバティー制度」にも違反している。

読谷村議会は、米軍人及び軍属による事件事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し、嚴重に抗議をし綱紀肅正や事件事故の再発防止を訴えてきたが事件事故が繰り返される現状に激しい怒りを覚えるものである。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、関係機関に対し嚴重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1、被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2、米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底し、再発防止をすること。
- 3、米軍の「リバティー制度」の遵守を徹底すること。

以上、決議する。

平成 29 年 6 月 21 日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第 18 航空団司令官

米空軍兵による悪質なひき逃げ事件に対する意見書

平成 29 年 5 月 29 日午前 1 時 15 分ごろ、米空軍嘉手納基地所属の 2 等軍曹 ミゲル・エンジェル・ガルザ容疑者が読谷村大湾の国道 58 号交差点で信号待ちの乗用車に追突する事故を起こし運転手の女性に怪我を負わせたが、救護もせず現場から逃走する事件が発生した。

その事件が発生してから 1 時間後に米陸軍トリーステーションの憲兵隊から嘉手納警察署に事故発生連絡があり、嘉手納警察署は読谷村内の自宅で同空軍兵を発見し事情聴取の上、現場を確認し同日午前 5 時 30 分に道路交通法違反（救護措置義務違反）の疑いで緊急逮捕をした。逮捕直前に空軍兵の呼気からは基準値の約 4 倍のアルコールが検出されており、酒気帯び運転の道路交通法違反の事故である。このような事故を起こしておきながら救護もせず現場から逃走するなど極めて悪質な事件であり、断じて許せるものではない。

また、事件は午前 1 時ごろに発生しており、午前 1 時から午前 5 時までの外出禁止を定めた米軍の行動指針「リバティー制度」にも違反している。

読谷村議会は、米軍人及び軍属による事件事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議をし綱紀粛正や事件事故の再発防止を訴えてきたが事件事故が繰り返される現状に激しい怒りを覚えるものである。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1、被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2、米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、再発防止を図ること。
- 3、米軍の「リバティー制度」の遵守を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 21 日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長